

個別労働紛争の解決の促進を図ること
(施策番号Ⅲ-7-1)

添付資料

○ 個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

個別労働関係紛争の解決の
促進に関する法律第3条

総合労働相談コーナー

(平成27年度総合労働相談件数103万4,936件)

(都道府県労働局及び労働基準監督署に設置)

民事上の個別労働相談

(24万5,125件)

- ①いじめ・嫌がらせ(66,566件)
- ②解雇(37,787件)
- ③自己都合退職(37,648件)

労働基準法等の違反の疑いがあるもの(19万8,037件)、法制度の
問い合わせ(63万922件)等

労働基準監督署、公共
職業安定所、雇用均等
室等

関係法令に基づく行政指導等

個別労働関係紛争の解決の
促進に関する法律第4条

労働局長による 助言・指導

(申出件数 8,925件)

- ①いじめ・嫌がらせ(2,049件)
- ②解雇(1,180件)
- ③自己都合退職(962件)

・話し合いの促進
・解決の方向性示唆

個別労働関係紛争の解決の
促進に関する法律第5条

紛争調整委員会による あっせん

(申請件数 4,775件)

- ①いじめ・嫌がらせ(1,451件)
- ②解雇(1,318件)
- ③雇止め(493件)

あっせん委員(弁護士等)による
紛争当事者の合意形成